

制限緩和適用者による使用抑制に向けた計画的取組について

1. 趣旨

- 使用制限を緩和することが適切と判断される需要設備であっても、設備ごとに削減可能性が大きく変わるが、規制措置の性格上、緩和措置は需要設備の類型ごとに一律に設定せざるを得ない。
- しかしながら、一律に制限が緩和されたとしても、実際には削減余地がある需要設備についてまで、緩和された水準まで電気の使用を認めることは適切とは言えない。
- このため、事業所管省庁と経済産業省が協力しつつ、制限緩和が認められた需要設備について、使用抑制に向けた計画の作成と事業所管省庁への提出を求め、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証を行うこととする。

※「夏期の電力需給対策について」(平成23年5月13日 電力需給緊急対策本部決定)

- ・大口需要家の取組の基本的方針として、「抜本的な需要抑制の具体的対策について、計画を策定し実施する。」と記載。
- ・電気事業法第27条の骨子として、「(制限緩和の)対象であっても、自らできる限りの使用抑制に努め、また、企業・事業体等として削減率(15%)を達成するように努めることとする。」と記載。

- 計画の作成を求める需要設備は、設備ごとに削減余地が異なる可能性が高い「6. (1)」及び「6. (2)②」の制限緩和の適用を受ける需要設備とする。

2. 計画の進め方

- 需要家による節電行動計画の作成に当たっては、「夏期の電力需給対策につ

いて」の「参考1 大口需要家による取組について」及び「参考2 小口需要家の節電行動計画の標準フォーマット」を参考とする。

○計画の検証については、制限緩和の対象需要設備ごとに実態が異なることから、事業所管省庁と経済産業省が協議の上進めることとする。

○なお、検証は計画策定時点及び使用制限期間終了後の2回行うこととし、先進的な取組はHP等に掲載し、他の需要家が取組の参考にできるようにする。